## 第八管区海上保安本部公示第31号

水路業務法(昭和25年法律102号)第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和6年 7月 5日

## 第八管区海上保安本部長

久田 隆弘(公印省略)

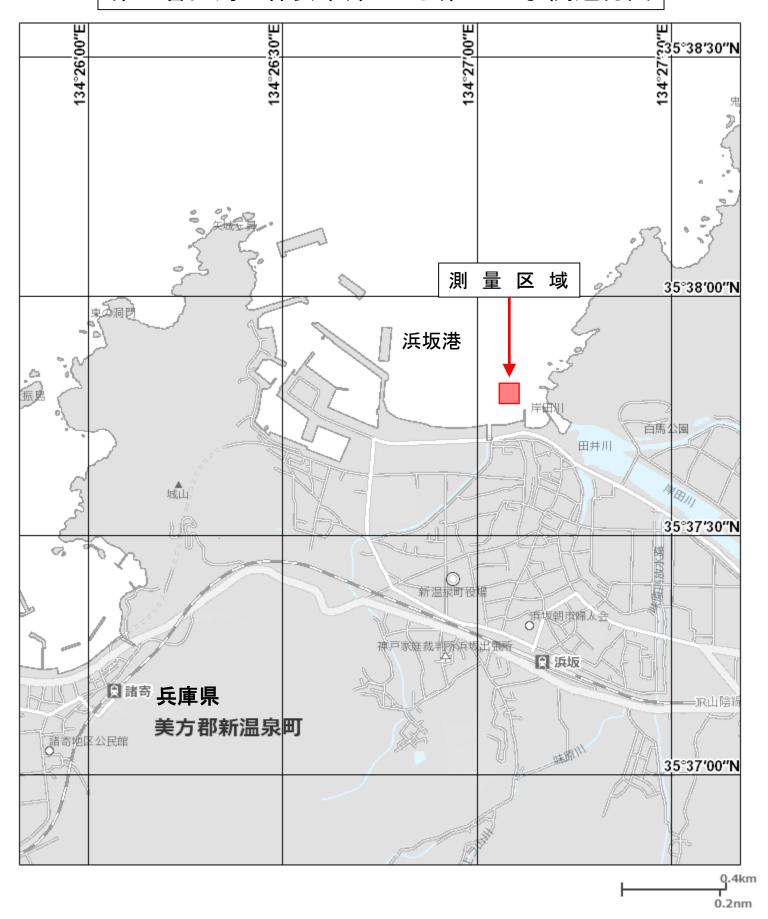
- 1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所
- (1) 名称 兵庫県但馬県民局但馬水産事務所
- (2) 住所 兵庫県美方郡香美町香住区境1126-5
- 2 水路測量を実施する区域及び期間
- (1) 区域 浜坂港 (別添付図参照)
- (2) 期間 令和6年7月12日から令和6年8月31日まで
- 3 水路測量の実施方法

GNSSによる測位、音響測深機による測深

4 航行船舶に対する安全措置

水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則(昭和25年運輸省令第55号) 第6条に定める標識を掲揚

## 第八管区海上保安本部 公示第 31 号 関連付図



海上保安庁(JCG)|(C)Esri Japan